

騒音・振動に係る各種基準値一覧

特定建設作業の規制基準はそれぞれの赤枠内をご確認ください。

<騒音>

都市計画法 8条1項1号		環境基本法 (環境基準) 16条1項 一般環境		騒音規制法 4条1項 特定工場等 (※2)				15条1項 特定建設作業						
用途地域	地域 類型 (※1)	一般 地域		区域 の 区分	昼	朝・夕		夜	区域 の 区分	作業時刻	作業時間	連続 作業時間	作業日	騒音の 大きさ
		昼間	夜間		8時 ～ 19時	6時 ～ 8時	19時 ～ 23時	23時 ～ 6時		(※3)				
		6時 ～ 22時	22時 ～ 6時											
第1種低層住居専用地域	A	55dB 以下	45dB 以下	第1種 区域 (緑色)	50dB 以下	45dB 以下			1号区域	19時 から 7時 でない こと	1日 10時間 を超え ない こと	連続 6日 を超え ない こと	日曜日 その他 の休日 でない こと	85 dB 以下
第2種低層住居専用地域				第2種 区域 (黄色)	60dB 以下	50dB 以下								
第1種中高層住居専用地域														
第2種中高層住居専用地域														
第1種住居地域	B	60dB 以下	50dB 以下	第3種 区域 (桃色)	65dB 以下	55dB 以下								
第2種住居地域														
準住居地域	C	60dB 以下	50dB 以下											
その他の地域 (市街化調整区域等)														
近隣商業地域														
商業地域														
準工業地域														

※1) 地域の類型 A 専ら住居の用に供される地域
 B 主として住居の用に供される地域
 C 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

※2) 特定施設が設置されている工場・事業場

※3) 災害等の事態、人の生命等の危険防止などについての作業を除く

<振動>

振動規制法									
4条1項 特定工場等 (※1)				15条1項 特定建設作業					
区域 の 区分	昼	夜	区域 の 区分	作業時刻	作業時間	連続 作業時間	作業日	振動の 大きさ	
				(※2)					
第1種 区域 (緑色)	60dB 以下	55dB 以下	1号区域	19時から7時でないこと 1日10時間を超えないこと 連続6日を超えないこと 日曜日その他の休日でないこと	75dB以下				
第2種 区域 (黄色)	65dB 以下	60dB 以下							

※1) 特定施設が設置されている工場・事業場

※2) 災害等の事態、人の生命等の危険防止などについての作業を除く